

平成19年度第1回新居浜市地域包括支援センター運営協議会
(兼新居浜市地域密着型サービス運営委員会) 議事録

平成19年6月28日(木)
14:00～15:30
市役所3階 応接会議室

(事務局) 定刻がまいりましたので、新居浜市地域包括支援センター運営協議会兼新居浜市地域密着型サービス運営委員会を始めたいと思います。まず、平成19年度第1回目の会議開催に当たりまして、福祉部長の神野がごあいさつ申し上げます。

《部長あいさつ》

(事務局) ここで、事務局より、ご報告とお断りを申し上げます。
これまで、新居浜市地域包括支援センター運営協議会 兼 新居浜市地域密着型サービス運営委員会の会長をしていただいております岩崎先生より、6月1日付けで委員の辞任届けが提出されました。そのため、本来であれば、運営協議会及び運営委員会の設置要綱第5条第3項により、副会長が会長の職務を代理し、議長をしていただくところではありますが、真鍋副会長が所属団体であります民生児童委員連絡協議会の会議と重なり、欠席されておりますので、会長が選出されるまでの間、福祉部地域包括支援センター所長の寺田が、会議の進行を務めさせていただきます。

(所 長) みなさん、こんにちは。福祉部地域包括支援センターの寺田でございます。会長が選出されるまでの間、会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
会議に先立ちまして、新しく委員になられた方をお二人ご紹介いたします。新居浜市居宅介護支援事業所連絡会より、小笠原前会長の後任委員として推薦いただきました岸治代副会長です。

《岸委員あいさつ》

(所 長) 新居浜市医師会より、岩崎先生の後任委員として山内保生先生の推薦をいただいております。

《山内委員あいさつ》

(所 長) お二人には、それぞれ、4月1日付け並びに6月1日付けで、委員に就任していただきました。

続きまして、事務局職員の紹介を自己紹介という形でさせていただきます。

(職員自己紹介)

(所 長) ここで、ご報告させていただきます。運営協議会及び運営委員会設置要綱第6条により、委員数15人に対し、出席委員10名で、成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、議題の(1)会長の選出に移らせていただきます。

同要綱第5条により、会長は委員の中から互選することとなっております。どなたか、ご推薦いただけますでしょうか。

(委員より、事務局一任の声あり)

(所 長) 事務局から会長につきまして事務局案をお示しさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員より、異議なしの声あり)

(事務局) それでは、事務局より提案させていただきます。会長は、愛媛県歯科医師会新居浜支部会長の浅井仁様にお願いしたいと存じます。

(所 長) ただいま、事務局から会長は愛媛県歯科医師会新居浜支部会長の浅井仁様にお願いしたいとの提案ですが、いかがでございましょうか。

(委員より、異議なしの声あり)

(所 長) ありがとうございます。皆様方のご賛同をいただきまして、会長に浅井仁(あさいひとし)様を選出されました。それでは、会長、恐れ入りますが、前の席への移動をお願いいたします。それでは、浅井会長、就任のご挨拶をお願いいたします。

(会 長) 《あいさつ》

(所 長) ありがとうございます。

なお、これからの議事進行につきましては、浅井会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

(会 長) それでは、引き続き、議事を進行いたしますが、委員の皆様には忌憚のないご意見をよろしく願いいたします。

まず、議題の(2)「小規模多機能型居宅介護事業所の審査」につきましては、新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条第3号により、非公開としますので、傍聴者の皆さんは、退席をお願いいたします。審査が終了いたしましたら、お知らせいたします。

(傍聴者退席)

(会 長) それでは、議題の(2)「小規模多機能型居宅介護事業所の審査」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明、非公開のため議事録省略)

(会 長) ありがとうございます。「小規模多機能型居宅介護事業所の審査」について採点が終わりましたが、採点結果については、のちほど事務局から発表していただくこととします。議題の(3)「平成18年度の地域包括支援センター事業報告」に移る前に、傍聴者の再入室がありますので、しばらくお待ちください。

(傍聴者入室)

(会 長) それでは、議題(3)「平成18年度の地域包括支援センター事業報告」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 平成18年度の地域包括支援センター事業報告につきましては、まず、介護予防ケアマネジメントとして、特定高齢者把握事業において135人を把握し、通所介護予防事業に結びつけた方が26人でした。これは、候補者を選定する基本チェックリストの基準が厳しすぎたため、予想をはるかに下回る人数に止まりました。

次に、一般高齢者施策につきましては、介護予防教室を16回開催し、延べ339人の方が参加されました。

総合相談支援事業、権利擁護事業といたしまして、市内8ヶ所の協力機関対応分を含みまして、3,244件の相談を受付し、その内の189件が継続的支援が必要な相談となっております。

包括的継続的ケアマネジメント事業としましては、校区の支部社協を中心に地域ケアネットワーク推進協議会を開催しております。地域包括支援センターの職員も出席し、地域の高齢者の情報交換、介護保険制度の改正内容の周知等を行ってまいりました。校区全体で年間49回開催いたしました。校区によって開催回数のバラつきがありました。

次に、介護支援専門員研修会を年4回開催し、介護予防の考え方、先進地の事例紹介、介護予防プランの作成演習等について研修を行い、延べ396人の介護支援専門員の方が参加しました。

地域包括支援センター協力機関との連絡会及び学習会を月1回行いまして、地域包括支援センターの事業実施状況の報告、ランチの活動報告等の情報交換や協議を行ってまいりました。

その他の事業といたしまして、家族介護教室を年36回開催し、延べ721人の参加者に対しまして、在宅で介護している家族に実際の介護技術の演習や認知症についての疾患の理解についての学習を行いました。

介護相談員派遣事業としまして、市が委嘱しております介護相談員延べ268人が、市内の特別養護老人ホーム7施設に出向き、入所者及びデイサービス利用者から要望等を聞き、それを施設に伝え、施設のサービス向上に結びつける事業を実施しました。

(会 長) ありがとうございました。ただいま事務局から「平成18年度の地域包括支援センター事業報告」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。

(委 員) 成年後見制度利用支援事業における成年後見人とは、弁護士になるのですか。

(事務局) 後見人は、通常は身寄りの方がなりますが、身寄りがいない場合は、法定後見制度により司法書士の方がなるのが一般的です。

(会 長) 他にありませんか。

(委 員) 地域ケアネットワーク推進協議会は、小学校区ごとに年49回開催されていますが、全く開催されていない校区はないのですか。校区によつての開催回数のバラつきがあるのではないのでしょうか。

(事務局) 浮島校区は1回、大島校区は2回でしたが、他の校区は、3～4ヶ月に1回程度開催されておりまして、全く開催されていない校区というのはありませんでした。ただし、別子山校区は実績に含まれておりません。

(委 員) 全く開催がない校区があるというのは問題ですから、そういうことがないようにお願いしたい。

(会 長) 他にありませんか。

(委員) 地域ケアネットワークにおいて、介護保険制度の定着に向けた努力をいろいろとされていると思いますが、地域の方の反応はどうでしょうか。

(事務局) 介護保険制度が結構変わりましたので、地域の皆さんには戸惑いもありました。そのため、昨年度は、特定高齢者の介護予防事業や地域包括支援センターについての説明、周知に努めました。

(会長) その他、何かございませんか。

(意見・質問なし)

(会長) それでは、次に、議題の(4)「平成19年度の地域包括支援センター事業計画」について、事務局に説明をお願いします。

(事務局) 今年度は、「新予防の円滑な移行」と「特定高齢者施策事業の拡大」の2つを重点事業として取り組んでおります。

まず、新予防の円滑な移行につきましては、地域包括支援センターの業務に新たに介護予防支援事業所の業務が加わり、今年度中に経過的要介護者及び要介護1の方から要支援1、2に認定され、介護予防サービスに移行すると予想される方が1,900人程度と見込んでいます。その方たちに、介護予防の意義等を説明し、混乱なく適切なサービスの提供ができるよう体制を整え、実施いたします。4月以降の移行状況につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、平成19年4月に特定高齢者の候補者を選定するための基本チェックリストの基準が大幅に緩和され、また市内の受け皿となる事業所の体制も整いつつありますので、運動向上・栄養改善・口腔機能向上の3プログラムの通所型介護予防事業と看護師の家庭訪問による訪問型介護予防事業を実施いたします。通所型介護予防事業の対象者は、昨年度の26人から、今年度は300人程度になると見込んでおります。

一般高齢者施策事業といたしましては、8箇所の協力機関に委託いたしまして、介護予防教室を年16回開催する予定です。介護予防講演会については、11月頃の開催に向けて準備をしております。介護予防ボランティア養成研修会の開催については、現在のところ詳細は決まっておりませんが、年2回程度開く予定です。

総合相談支援事業、権利擁護事業につきましては、高齢者虐待防止法が平成18年4月に制定されたことにより、高齢者の虐待、

認知症高齢者の対応についての相談が増加し、また権利擁護事業や成年後見制度が必要な方も出現しています。相談業務については、継続的な支援が必要なケースが多く、関係機関との連携が一層望まれます。現在、困難ケースである成年後見制度を必要とする方の相談業務に取り組んでおります。

包括的継続的ケアマネジメント事業といたしましては、地域の高齢者を包括的・継続的に支援するための包括的ケアネットワークの構築に長期的に取り組めます。まず、小学校区単位で開催されます地域ケアネットワーク推進会議ですが、先ほど委員さんから指摘がありましたように、昨年度以上に充実させていきたいと思っております。

さらに、市内の介護支援専門員の資質向上のため、介護支援専門員研修会を年2回程度開催するとともに、介護支援専門員の情報交換の場として連絡協議会を立ち上げる予定です。この内、研修会については、7月19日に第1回目を開催することが決定しており、現在、開催に向けて準備中です。また、連絡協議会については、先日も設立に向けた打合せ会を開き、準備を進めております。ランチとの連絡会については、毎月1回、年12回開催いたします。今年度も、すでに3回開催しております。

その他の事業といたしましては、家族介護教室を協力機関に委託し、1箇所あたり年6回で、計48回の開催を予定しております。介護相談員派遣事業として、特別養護老人ホーム7施設に延べ270人の介護相談員の派遣を予定しております。

(会 長) ありがとうございます。ただいま事務局から「平成19年度の地域包括支援センター事業計画」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。

(委 員) 介護相談員派遣事業の対象となる施設は、特別養護老人ホーム以外に、保健施設や長期療養型の施設は対象にならないのでしょうか。

(事務局) 対象にならないことはありませんが、現在、介護相談員さんは16名で、公募してもなっただけの方が少ない中で、やりくりしながら派遣事業を実施していますので、特別養護老人ホームに限定しております。

(委 員) 今までの流れで特別養護老人ホームだけとなっているのですが、グループホーム、保健施設、病院関係も問題を抱えています。介護保険制度の中で相談員を派遣するわけですから、限られた人数の中で割り振りして、同じ施設だけでなく、幅広く派遣す

ることを検討してください。

(事務局) 検討させていただきます。グループホームにつきましては、各施設ごとに年間4～6回、運営推進会議に職員が出席し、家族の方ともいろいろとお話をさせていただいておりますが、その他の施設につきましても、考えていきたいと思っております。

(会 長) その他、ございませんか。

(意見・質問なし)

(会 長) それでは次に、議題の(5)「平成19年度の地域包括支援センターの体制」について、事務局に説明をお願いします。

(事務局) 平成19年度の体制につきましては、職種別に平成18年度との比較で説明いたします。まず、所長は変わらず1名、介護支援専門員は18年度3名、19年度15名、保健師は18年度2名、19年度1名、社会福祉主事を含む社会福祉士は18年度4名、19年度5名、臨時職員19年度1名の計23名体制となっております。当初予定では24名体制で、3職種が1名減員となっておりますが、7月中に1名募集をする予定です。なお、18年度の体制は、年度途中で臨時職員の保健師が1名退職しておりますので、9名が年度末の体制でございます。また、19年度の介護支援専門員15名の内、保健師資格を有するもの1名、看護師資格を有するもの3名を含まれております。

(会 長) ありがとうございます。ただいま事務局から「平成19年度の地域包括支援センターの体制」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。

(委 員) 臨時職員とかの内訳はどうなっていますか。

(事務局) 雇用形態別にご説明いたしますと、介護支援専門員15名の内、正規職員2名、非常勤職員8名、委託職員5名となっております。保健師1名は正規職員です。社会福祉士5名の内訳は、正規職員3名、非常勤職員2名、事務は臨時職員です。ですから、所長を含む23名全体の内訳は、正規職員7名、非常勤職員10名、臨時職員1名、委託職員5名となっております。

(会 長) その他、何かございませんか。

(意見・質問なし)

(会 長) それでは、議題(6)「新予防給付の移行状況」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 6月21日現在で、新居浜市地域包括支援センターと要支援者との契約締結件数は416件となっており、その内、地域包括支援センターでプランを作成した件数が133件、居宅介護支援事業所の作成件数は283件という状況になっております。また、要支援1の方のプランは地域包括支援センター、要支援2の方のプランは居宅介護支援事業所で主として作成することとなっております。ただし、居宅介護支援事業所のケアマネージャーさんの作成件数は、1人8件までとなっております。

(会 長) 「新予防給付の移行状況」について、ご意見ご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

(会 長) それでは、「小規模多機能型居宅介護事業所の審査」について採点結果が出ておりましたら、事務局より発表をお願いします。

(事務局) 小規模多機能型居宅介護事業所の審査の結果につきましては、3事業所とも基準点を満たしておりますので内示させていただくこととなります。現在までのところ、6事業所が開設することになっておりますが、保健福祉計画において8事業所の指定を見込んでおり、今のところ、川西圏域1事業所、上部西圏域1事業所につきましては、計画を満たしておりませんので、再公募を行いたいと思います。時期につきましては、次回の運営委員会の開催時期を考慮し、早急に再公募を行いたいと考えております。

(会 長) ありがとうございます。ただいま事務局から発表のあった採点結果について、ご意見ご質問はございませんか。

(委 員) 採点の結果を発表してください。

(事務局) 点数につきましては、A事業所は66.222点、B事業所は66点、C事業所は66.556点です。

(会 長) その他、何かございませんか。

(意見・質問なし)

(会 長) それでは、最後に、「その他」として、事務局から何か報告等がありますか。

(事務局) 次回開催は、小規模多機能型居宅介護事業所の公募の状況にもよりますが、10月頃の開催となるかと思われま。決定次第、ご案内いたします。

(委 員) 新聞等で報道されておりますコムスンの問題ですが、新居浜にもコムスンの事業所がありますが、介護に関わる職員の給与がだんだんと低くなってきて、思うような採用が難しくなってきたことが、あのような不正に結びついたのでないか。介護保険制度の重要性が増してきている中で、新居浜の介護事業所は増えているのか、減っているのか、また、介護に関わる職員が給料が安いために他の業種に流れているという話を聞くが、そのあたりの対応については、どういうふう考えられているのでしょうか。

(事務局) 事業所の総数としては、減少はしておりません。事業所については、県に指定権限があり、職員の員数が指定基準を満たしていなければ開設できないのですが、事業を取りやめするよりも、新規で事業を行いたいという事業所が出てきている状況です。新居浜市に指定権限を付与されました地域密着型サービス事業所におきましても、18年度以降増えてきているという状況でございます。

(会 長) その他、何かございませんか。

(意見・質問なし)

(会 長) ありがとうございます。それでは、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

長時間にわたりまして、熱心にご協議いただきましてありがとうございました。

これもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

(事務局) 本日は皆様お忙しい中、誠にありがとうございました。